

合算高額療養費の計算例：1

被保険者（70歳未満 区分ウ（標準報酬月額 28～50万円））

外来受診で窓口で3割負担 30,000円を支払い
（総医療費 10万円）

院外処方箋

※1件としてカウント

調剤薬局で窓口で3割負担 15,000円を支払い
（総医療費 5万円）

医療機関から交付された処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた場合は、薬局で支払った自己負担額を処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。
※21,000円以下は合算対象外

入院で窓口で3割負担 450,000円を支払い
（総医療費 150万円）

合算

それぞれ支払った額を合計すると

$$(30,000円 + 15,000円) + 450,000 = 495,000円 \dots ①$$

区分ウ（標準報酬月額 28～50万円）世帯の負担限度額は

$$80,100円 + ((10万円 + 5万円 + 150万円) - 267,000円)$$

$$\times 1\% = 93,930円 \dots ②$$

窓口で支払った金額が、負担限度額を超えているので、

① - ② = 401,070円が合算高額療養費として健保から支払われます

さらに、負担限度額 93,930円から、

医療機関1件につき 30,000円を差し引いた

$$93,930円 - (30,000円 \times 2件) = 33,930円$$

（※33,930円を 1,000円未満切り捨て）が

合算高額療養費付加金として健保から支払われます。

医療機関から交付された処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた場合は、処方せんを交付した医療機関とセットで1件と考えます。

合算高額療養費の計算例：2

被保険者（70歳未満 区分ウ）



外来受診で窓口で3割負担15,000円を支払い
（総医療費5万円）

21,000円以下なので
合算対象外



入院で窓口で3割負担60,000円を支払い
（総医療費20万円）

被扶養者（70歳未満）



外来受診で窓口で3割負担36,000円を支払い
（総医療費12万円）

合算

世帯でそれぞれ支払った額を合計すると
60,000円 + 36,000円 = 96,000円 ...①

区分ウ（標準報酬月額28～50万円）世帯の負担限度額は
80,100円 + ((20万円 + 12万円) - 267,000円) × 1% = 80,630円 ...②

窓口で払った金額が、世帯の負担限度額を超えているので
① - ② = 15,370円が合算高額療養費として健保から支払われます

さらに、世帯の負担限度額80,630円から、
医療機関1件につき30,000円を差し引いた
80,630円 - (30,000円 × 2件) = 20,630円
（※20,630円を1,000円未満切り捨て）が合算高額療養費付加金
として健保から支払われます。

合算高額療養費の計算例：3

被保険者（70歳未満 区分ウ）



入院で窓口で3割負担450,000円を支払い
(総医療費150万円)



外来受診で窓口で3割負担15,000円を支払い
(総医療費5万円)

21,000円以下なので
合算対象外

被扶養者（70歳以上）
自己負担2割の方



外来受診で窓口で2割負担1,600円を支払い
(総医療費8千円)



外来受診で窓口で2割負担1,200円を支払い
(総医療費6千円)

合算

世帯でそれぞれ支払った額を合計すると
 $450,000円 + (1,600円 + 1,200円) = 452,800円$... ①

所得区分ウ世帯の負担限度額は
 $80,100円 + ((150万円 + 8,000円 + 6,000円) - 267,000円) \times 1\% = 92,570円$... ②

世帯で支払った金額の合計が、世帯の負担限度額を超えているため、
①-②=360,230円が合算高額療養費として健保から支払われます

さらに、世帯の負担限度額92,570円から、
医療機関1件につき30,000円を差し引いた
(※70歳以上の方は医療機関1件30,000円を超えるものは30,000円、
30,000円に満たないものは実際に負担した額)
 $92,570円 - (30,000円 + 1,600円 + 1,200円) = 59,770円$
(※59,770円を1,000円未満切り捨て)が合算高額療養費付加金として
健保から支払われます。

70歳以上の方がいる世帯では、
70歳以上の方が支払った金額全と、70歳未満の方が21,000円以上支払った分を合算して、合算高額療養費および合算高額療養費付加金を計算します。
(注：70歳以上の方の合計額が21,000円以下であっても合算し、合算対象者の1人としてカウントします)

合算高額療養費の計算例：4

被保険者(70歳以上)
自己負担割合3割の方



外来受診で窓口で3割負担2,400円を支払い
(総医療費8千円)



外来受診で窓口で3割負担15,000円を支払い
(総医療費5万円)



外来受診で窓口で3割負担1,800円を支払い
(総医療費6千円)

被扶養者(70歳未満)



入院で窓口で3割負担300,000円を支払い
(総医療費100万円)

合算

世帯でそれぞれ支払った金額を合計すると
(2,400円+15,000円+1,800円)+300,000円=319,200円...①

自己負担割合3割(現役並み1)世帯の負担限度額は、
80,100円+((8,000円+50,000円+6,000円+100万円)-267,000円)×1%=88,070円...②

世帯で払った額の合計が、世帯の負担限度額を超えているため、
①-②=231,130円が合算高額療養費として健保から支払われます

さらに、世帯の負担限度額88,070円から、
医療機関1件につき30,000円を差し引いた
(※70歳以上の方は医療機関1件30,000円を超えるものは30,000円、
30,000円に満たないものは実際に負担した額)
88,070円-(2,400円+15,000円+1,800円+30,000円)=38,870円
(※38,870円を1,000円未満切り捨て)が合算高額療養費付加金として
健保から支払われます。

70歳以上の方がいる世帯では、
70歳以上の方が支払った金額全てと、70歳未満の方が21,000円以上支払った分を合算して、
合算高額療養費を計算します。
(注：70歳以上の方の合計額が21,000円以下であっても合算し、合算対象者の1人として
カウントします)